

椎の木

SHII-NO-KI

10
2019 秋号
No.182



写真提供：第8支部 横山 正氏

目黒の歳時記：椎の木（不動公園）

目黒区のシンボルとして、目黒区の紋章、目黒区の木（シイ）、目黒区の花（ハギ）、目黒区の鳥（シジュウカラ）が昭和52年10月1日に制定されています。シイ（椎）は、ブナ科の常緑樹で、目黒区の公園樹や庭木の中で最も多い樹木です。花は初夏、実は翌年の秋に実ります。風雪に耐え、大地に強く根を張ったシイは、郷土の自然と、村づくり、まちづくりに励んできた祖先の勇気をじっと見つめてきたのです。

シイは、将来の実りを約束し、明るく住みよいまちづくりに向けて、力強く、根気強く前進する目黒区を象徴する木です。目黒法人会広報『椎の木』の題字にも使用しています。

※目黒法人会広報委員会では表紙用写真等を公募しています。次号は1月10日発行予定。

目黒法人会は、目黒税務署管内の企業及び目黒法人会の事業に賛助する方々が会員となり、“税”を中心に地域企業の健全な発展、地域社会への貢献を目的として活動しています。

目黒法人会は「消費税期限内完納」を推進しています。

目黒税務署からのお知らせ

着任のごあいさつ



目黒税務署長

川口 桂 司

公益社団法人目黒法人会会員の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動により、大阪国税局課税第二部資料調査第一課長から転任してまいりました川口でございます。前任の坂井署長同様のご厚情を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

青木会長をはじめ目黒法人会の皆様方には、日頃から税務行政の円滑な運営に対し、深いご理解と多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、税知識の普及と納税意識の高揚並びに適正な税制についての提言、地域企業の健全な発展や地域社会へ貢献するために、税に関する各種研修会などの公益目的事業に長年取り組んでこられました。

特に、次世代を担う小学生に対する「租税教室」の開催につきましては、青年部会を中心に講師及びアシスタントを務めていただきました。

また、女性部会では「税に関する絵はがきコンクール」を開催していただき、数多くの素晴らしい作品が応募されております。

更には、地域に密着した活動として、先日開催された「目黒リバーサイドフェスティバル」における法人会ブースの出展や「中目黒夏まつり」における目黒法人会連としての活動があり、阿波踊りでは、

100名以上の踊り手が参加する最大規模の「連」として地元夏祭りを盛り上げて喝采を浴びておられました。これらの取組みを通じ、公益法人としての使命を果たし、益々活躍の場を広げられておられることに、皆様方の行動力を心強く感じますと共に、深く敬意を表します。

さて、税務行政を取り巻く環境は、近年の社会経済情勢の変化に加え、大規模法人のe-Tax利用義務化及び消費税率の引上げなど、大きな変革期にあります。

特に本年10月から消費税率の引上げと同時に導入されました「軽減税率制度」につきましては、昨年度より事業者の皆様方に制度の内容や事前に必要な準備についての説明会を開催するとともに広報活動にも取り組んでまいりました。貴会におかれましても、会員の皆様方に当該制度がスムーズに定着されるようご協力をお願い申し上げます。

また、e-Tax利用の簡便化のため個人納税者の方のID・パスワード方式による送信を可能とし平成31年1月からご利用いただけるようになりました。事前に税務署で本人確認を行った後に発行されるIDとパスワードを使ってインターネットで自宅等から申告手続きが完了できるようになりました。令和元年分の確定申告においても、会員企業の従業員で申告をされる方に是非ご利用いただくよう周知をお願い申し上げます。

会員の皆様方には、貴会の様々な活動を通じて多大なるご支援をいただいているところですが、今後とも目黒税務署の税務行政に対しまして、お力添えを賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人目黒法人会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念しまして、着任の挨拶とさせていただきます。

目黒法人会担当職員のご紹介

法人担当
副署長
永野 仁法人課税第1部門
統括官
河場 昌和法人課税第2部門
統括官
森田 京子法人課税第1部門
法人審理担当
小田 裕章法人課税第2部門
源泉審理担当
榎本 綾子

「税を考える週間」 くらしを支える税

「税を考える週間」とは、国民の皆様へ、より能動的に税の仕組みや目的等を考えていただき、国の基本となる税に対する理解を一層深めてもらうとともに、税務行政に対する理解及び納税意識の向上を図ることを目的として行っている広報・広聴週間です。

本年度のテーマは「くらしを支える税」であり、国税庁の適正・公平な課税と徴収のための取り組みを紹介するとともに皆様へ国民生活と税の関わりについて考えていただき、税務行政に対する理解を深めていただくための各種行事を行います。

開催行事	開催日程	会場等	摘要
税の作文・標語等の展示	11月11日(月)～ 11月15日(金)	目黒税務署1階ロビー 目黒区総合庁舎1階西ロビー	左記の期間ご自由にご覧いただけます。
東京税理士会目黒支部 による税の無料相談	11月11日(月) 11:00～16:00	目黒区総合庁舎1階西ロビー フレル・ウィズ自由が丘2階 イオンスタイル碑文谷2階 東京税理士会目黒支部	相談希望の方は当日会場へお越しください。
税務講演会 講師:目黒税務署 川口 桂司 署長	11月12日(火) 18:00～19:00	目黒区総合庁舎大会議室	出席ご希望の方は目黒法人会にご連絡ください。 当日のご出席も歓迎いたします。
納税表彰式	11月14日(木) 16:00～17:00	目黒区総合庁舎大会議室	式典終了後に祝賀会を開催いたします。

目黒税務署 定期人事異動 (令和元年7月10日)

	新		旧		
	氏名	異動元	氏名	異動先	
署長	川口 桂司	大阪局 課二 料調一 課長	坂井 一雄	(退官)	
副署長	(総務担当)	上赤 努	(留任)	上赤 努	(留任)
	(法人担当)	永野 仁	庁長官官房 参事官 課長補佐	長谷川 久恵	札幌局 調査査察 統括官
	(個人担当)	村上 継晴	麻布 総務 総務課長	寺崎 泰弘	税大和光 専門教育 教授
特別国税調査官(法人)	黒瀬 勝実	総務 税務相談室 相談官	鈴木 宗雄	木更津 副署長	
総務課長	重久 美香	調査四 調査総括 課長補佐	小泉 美奈子	総務 考査 課長補佐	
特別国税調査官(法人)	鶴田 孝	相模原 法人 特官	—		
法人課税第1部門統括官	河場 昌和	課二 法人 実専官	菊地 英俊	渋谷 法人 特官	
法人課税第2部門統括官	森田 京子	(留任)	森田 京子	(留任)	
法人課税第3部門統括官	阿達 和則	(留任)	阿達 和則	(留任)	
法人課税第4部門統括官	谷津田 智之	(留任)	谷津田 智之	(留任)	
法人課税第5部門統括官	簗田 真一	(留任)	簗田 真一	(留任)	
法人課税第6部門統括官	野口 博	(留任)	野口 博	(留任)	
情報技術専門官(法人)	小野田 昭広	(留任)	小野田 昭広	(留任)	
審理専門官(法人)	栗林 直人	(留任)	栗林 直人	(留任)	
連絡調整官(法人)	中山 一宏	日本橋 総務 課長補佐	塩沢 正純	新宿 法人 連調官	
法人審理担当上席	小田 裕章	日本橋 法人5 上席	天野 周士	鶴見 法人 上席	
源泉審理担当上席	榎本 綾子	目黒 法人2 上席	田邊 明日香	目黒 法人1 調査官	

目黒税務署からのお知らせ

消費税 軽減税率制度説明会 開催のお知らせ

目黒区内の事業者の方を対象とした、消費税の軽減税率制度及び事業者支援措置（複数税率対応レジの導入等に対する補助金）に関する説明会を以下の日程で開催します。多くの事業者の方に関係のある制度ですので、ご出席くださいますようお願いいたします。

令和元年10月1日から消費税率が**10%**に引き上げられました。これと同時に、①酒類・外食を除く飲食料品と②週2回以上発行される**新聞**（定期購読契約に基づくもの）については消費税率を**8%**に軽減する**軽減税率制度**が実施されています。

軽減税率対象品目の取扱いがある消費税の課税事業者の方だけでなく、会議費や交際費として飲食料品等を購入する事業者の方や、消費税の免税事業者の方も、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など**制度の実施のための取り組みが必要**となります。

開催日	開催時間	説明会会場	留意事項
10月15日(火)	15:00～16:30	目黒税務署 3階会議室	<ul style="list-style-type: none"> どなたでもご出席いただけます（定員30名程度）。 事前登録制です。目黒税務署 消費税等担当まで申し込みをお願いします。 開始時間の15分前からご入場いただけます。 11月22日は決算法人説明会終了後、左記の時間で軽減税率制度等説明会を行います。
11月22日(金)	15:10～16:30	目黒区中目黒 5-27-16	

令和元年分 年末調整等説明会・消費税軽減税率制度説明会 開催のお知らせ

年末調整等説明会及び消費税の軽減税率制度に関する説明会を以下の日程で開催しますので、ご出席くださいますようお願いいたします。

開催日	開催時間	説明会会場	対象地域等	
11月6日(水)	用紙配布	13:00～13:30	目黒税務署 3階会議室 目黒区中目黒 5-27-16	どなたでもご出席いただけます（定員40名程度）。
	年末調整等説明会	13:30～15:45		
	軽減税率制度説明会	15:50～16:20		
11月7日(木)	用紙配布	12:30～13:00	めぐろ パーシモンホール (大ホール) 目黒区八雲 1-1-1	大岡山・柿の木坂・自由が丘 洗足・平町・鷹番・中央町 中根・原町・東が丘・碑文谷 緑が丘・南・目黒本町・八雲
	年末調整等説明会	13:00～15:30		
	軽減税率制度説明会	15:45～16:30		
11月8日(金)	用紙配布	12:30～13:00	青葉台・大橋・上目黒・駒場 五本木・下目黒・中町・中目黒 東山・三田・目黒・祐天寺	
	年末調整等説明会	13:00～15:30		
	軽減税率制度説明会	15:45～16:30		

- 対象地域の説明会に出席できない場合には、他の地域の説明会に出席されても差し支えありません。
- 説明会及び用紙請求などにご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ内容	お問い合わせ先
年末調整等説明会及び源泉所得税関係	目黒税務署 源泉所得税担当 03-3711-6251 (内線 322～324)
消費税軽減税率制度説明会	目黒税務署 消費税等担当 03-3711-6251 (内線 314・316)
用紙請求及び法定調書関係について	目黒税務署 管理運営部門 03-3711-6251 (内線 622・623)
用紙請求(区役所関係)、給与支払報告書及び住民税特別徴収について	目黒区役所 税務課 03-5722-9820 (直通)

【ご注意】上記の説明会会場の駐車場（めぐろパーシモンホールは有料）には限りがありますので、なるべく公共交通機関等をご利用ください。

健康エッセイ

眠る楽しさ



株式会社 jast
会長 安田 祥子

新古今和歌集には「三夕」と呼ばれる秋の夕暮れを謳った名句があります。中でも藤原定家の

「見渡せば 花も紅葉も 盡かりけり 浦の苫屋の 秋の夕暮れ」は私の

好きな句の一つです。紅葉の風情もない海辺の粗末な家の様子がかえって秋の夕暮れの寂しさを表しているようで、夜には粗削りの苦で葺いた屋根から月の光が差し込み秋の夜長に月明りの中眠る姿が想像できそうです。

睡眠不足と寿命

もともと現代人は宵っ張り朝寝坊の夜型の人が多いようです。ところがノースウェスタン大学神経学教授グループは、夜型の人は朝型の人に比べると短命に終わるという研究結果を発表しました。研究は英国での大規模な調査を解析し、結果は完全な朝型(全体の27%)と完全な夜型(同9%)を比較すると完全な夜型のグループでは健康上の問題を抱える割合が高く、全死亡リスクは10%も高いことが

分りました。

私達の身体は自転に大きく影響を受けています。地球上で暮らす全ての生命は地球の自転に合わせて、身体のリズムを刻んでいます。

このリズムを刻むシステムは時計遺伝子と呼ばれる一群の遺伝子が調整していて、朝の光を浴びその後朝食を摂ることでその日一日の体内リズムが適切に刻まれていくのです。

この論文の著者も「夜型の人は体内時計が朝型の社会生活に適合しないために、長期的な様々な問題に繋がってしまうかもしれない」との見方を示しています。

米国の研究ではたった一晩の睡眠不足でアルツハイマー病のリスクが上がることを報告しています。

アミロイドβと呼ばれる物質が脳の中に蓄積することがアルツハイマー病の原因の一つと言われていますが、研究では熟睡した翌日に一睡もしない脳がどうなるかを調べた結果、睡眠しなかった翌朝にアミロイドβが増加して、その

範囲は記憶に関連する海馬や感覚情報を伝達する視床にまで及んでいるとのこと。確かに殆ど眠らなかつた翌日には記憶力や感覚が鈍くなっていると感じたことがありませんか? 事実、米国のスパーシヤトルチャレンジャー号が打ち上げから僅か73秒で爆発した悲劇的な事故は睡眠不足による人的なエラーだったと言われています。

ちなみに脳は働き者で私達が眠っている間に脳脊髄液と呼ばれるお掃除担当がアミロイドβなどの不要物質を隅々まで掃き清めて排泄してくれているので、睡眠はアルツハイマー病の予防にも一役かっているのです。多くの研究結果をみても睡眠が私達の健康に必要な作業であることは否定できません。

睡眠負債を返済するには

それにもかかわらず「睡眠負債(睡眠圧)」という言葉が生まれるほどに現代人の睡眠時間は削られているようです。睡眠負債とは寝不足が累積して身体にも不具合が生じるだけでなく、日常の活動にも支障をきたす状態を指しています。睡眠負債を返済する方法は唯一「眠る」以外に無いようですが、努力しても眠りがなかなか訪れない人も多いようです。睡眠法は多くありますが、ここでは眠りを妨げる意外な習慣を一つご紹介しておきましょう(根来秀行ハーバード大学客員教授の著書より)。

就寝前の歯磨きは睡眠を誘う物質メラトニンを抑制するため睡眠の質を低下させてしまうそうです。どうしても眠れない方のための睡眠導入剤は生理的な睡眠リズムと異なるために様々な副作用が報告されていますが、近年開発された2014年から臨床現場でも利用されているオレキシン受容体拮抗薬は自然な睡眠リズムに極めて近いそうですので期待できるかもしれませんね。

シェイクスピアのマクベスの一節に「睡眠こそこの世の饗宴における最高の主菜である」という言葉を思い出しながら、今夜は床についてみてはいかがですか?

株式会社 jast
jast健康相談室
jastロイヤルクラブ
jastファーストクラブ

お問い合わせ
☎03-6265-0263
HP <http://www.jast1.jp>

目黒都税事務所からのお知らせ

「地方法人特別税」が廃止され「特別法人事業税」が創設されました
 令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

◆ **特別法人事業税とは**

地方法人課税における財源の偏在を是正する新たな措置として、特別法人事業税が創設されました。令和元年10月1日以後に開始する事業年度から、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として導入された地方法人特別税は廃止され、特別法人事業税の申告納付が必要になります。特別法人事業税は、地方法人特別税と同様に法人事業税の一部を分離して創設されるものですので、この改正により各法人の税負担が増えることはありません。特別法人事業税の申告納付方法等は地方法人特別税と同様ですが、税率が異なります。法人事業税の所得割・収入割の税率も併せて改正されましたので、ご注意ください。

- **納税義務者** 法人事業税の申告納付義務のある法人が対象となります。
- **申告納付方法** 法人事業税・都民税と同一の申告書・納付書により、都道府県に申告納付します。
- **適用時期** 令和元年10月1日以後開始する事業年度から適用されます。
 (注)令和元年9月30日までに開始する事業年度については地方法人特別税の申告納付が必要です。
- **課税標準** 基準法人所得割額、基準法人収入割額(標準税率で計算した法人事業税の所得割額・収入割額)
- **税率表**



課税標準	法人の種類	税率(%)	
		特別法人事業税 令和元年10月1日以後に開始する事業年度	地方法人特別税 平成28年4月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度
基準法人所得割額	外形標準課税法人・特別法人以外の法人	37	43.2
	特別法人	34.5	43.2
	外形標準課税法人	260	414.2
基準法人収入割額		30	43.2

◆ **法人事業税の税率変更**

特別法人事業税の創設に伴い、**令和元年10月1日以後に開始する事業年度から**、法人事業税(所得割・収入割)の税率が変更されます。(付加価値割及び資本割については、税率の変更はありません。)

○ **税率表**

区分	法人の種類	所得等の区分	税率(%)					
			令和元年10月1日以後に開始する事業年度		平成28年4月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度			
			不均一課税適用法人の税率(標準税率※1)	超過税率	不均一課税適用法人の税率(標準税率※1)	超過税率		
所得を課税標準とする法人	普通法人、公益法人等、人格のない社団等	適用減法人率	年400万円以下の所得	3.5	3.75	3.4	3.65	
		所得割	年400万円を超え年800万円以下の所得	5.3	5.665	5.1	5.465	
			年800万円を超える所得	7.0	7.48	6.7	7.18	
	特別法人 (法人税別表三に掲げる協同組合等(農業協同組合、信用金庫等)及び医療法人)	所得割	適用減法人率	年400万円以下の所得	3.5	3.75	3.4	3.65
			所得割	年400万円を超え所得	4.9	5.23	4.6	4.93
				軽減税率不適用法人 ※2				
収入金額を課税標準とする法人	電気・ガス供給業、保険業又は貿易保険業を行う法人	収入割		1.0	1.065	0.9	0.965	
		適用減法人率	年400万円以下の所得	(0.4)	0.495	(0.3)	0.395	
	外形標準課税法人	所得割	年400万円を超え年800万円以下の所得	(0.7)	0.835	(0.5)	0.635	
			年800万円を超える所得	(1.0)	1.18	(0.7)	0.88	
			軽減税率不適用法人 ※2					
		付加価値割		—	1.26	—	1.26	
	資本割		—	0.525	—	0.525		

※1 東京都では、標準税率を超える税率(超過税率)を定めて超過課税を実施していますが、次の法人については不均一課税を行っているため標準税率を適用します。
 ・ 資本金の額(又は出資金の額)が1億円以下で、かつ年所得が2,500万円以下の普通法人
 ・ 年所得が2,500万円以下の特別法人
 ・ 資本金の額(又は出資金の額)が1億円以下で、かつ年収入金額が2億円以下の収入金額を課税標準とする法人
 ※2 軽減税率不適用法人とは、3以上の都道府県に事務所・事業所を設けて事業を行っている法人で、資本金の額(又は出資金の額)が1,000万円以上の法人をいいます。

(注) ()内の税率については、東京都での適用はありませんが、特別法人事業税や地方法人特別税の基準法人所得割額の計算に用います。

【お問合せ先】 所管都税事務所の法人事業税班(目黒区内の法人の所管は渋谷都税事務所です)

★ 詳しくは、目黒都税事務所 TEL 03-5722-9001 (代表) まで ★

目黒区内小学生の作品 — 税金で ゆたかな未来 つくろうよ —

区役所だより

プレミアム付商品券を販売しています

10月の消費税率上げが消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、区内の商店街などで使える商品券を販売しています。

○購入対象者

1) 住民税非課税者

平成31年1月1日時点で目黒区に住民登録があり、令和元年度の住民税（均等割）が非課税のかた。ただし、住民税（均等割）が課税されているかたの扶養親族等や生活保護を受けている場合などは対象外です。

2) 子育て世帯の世帯主

平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれたお子さんがいる世帯の世帯主で、次の表に示す基準日にお子さんと世帯主が住民登録のあるかた。

対象となるお子さん	基準日
平成28年4/2～令和元年6/1生まれ	6/1
6/2～7/31生まれ	7/31
8/1～9/30生まれ	9/30



カクニャン

○購入限度額 対象者1人につき2万円（2万5千円分）まで

○購入方法

対象者には商品券購入引換券をお送りしています*。

この商品券購入引換券と購入代金、本人確認できるものを持って、購入場所で商品券を購入してください。

*購入対象者1のかたは申請が必要です。対象と思われるかたに申請書を8月上旬にお送りしていますので、お済みでないかたは申請してください（受付は12月27日まで）。

○購入場所 ・区内郵便局24カ所

・目黒区総合庁舎本館1階 産業経済・消費生活課プレミアム付商品券係

○購入期限 令和2年2月21日（金）

○使用期限 令和2年2月29日（土）

○取扱店舗を募集しています

詳細は区のホームページでご案内しています。事業者の皆さま、是非ともご参加ください。

ご質問・ご相談は、プレミアム付商品券専用ダイヤル（6667-6508）にお問い合わせください。

自転車シェアリング事業を開始しました！

■自転車シェアリングとは

目黒区は、平成31年1月16日から事業主体を目黒区、事業運営を株式会社ドコモ・バイクシェアとして、自転車シェアリング事業を開始しました。

自転車シェアリングは、サイクルポートと呼ぶ自転車を借りる・返す場所から電動アシスト自転車が利用でき、区民や区外からの来訪者等が移動・回遊するための交通手段として利用できます。目黒区と広域相互利用が可能な千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、江東区、品川区、大田区、渋谷区のサイクルポートで自転車を借りて返すことができます。

■自転車シェアリングを利用するには

ご利用時には、会員登録が必要になります。会員登録の際に、「通話とメール受信可能なスマートフォン」と「クレジットカード」が必要です。サイクルポートの設置場所及び会員登録に関しては、下記の運営事務局ホームページをご覧ください。



■サイクルポート設置協力のお願い

目黒区では自転車シェアリングをより便利に利用していただけるよう、サイクルポートを区内全域に設置する予定です。土地所有者、マンション管理組合様等で、サイクルポート設置をご検討下さる場合は、下記の「ドコモ・バイクシェアお客様サポートセンター」までご一報ください。

○運営事務局ホームページ：https://docomo-cycle.jp/meguro/

○ドコモ・バイクシェアお客様サポートセンター 電話：0120-116-819

問い合わせ先 目黒区土木管理課自転車対策係 電話：03-5722-9444

目黒区役所ホームページ <http://www.city.meguro.tokyo.jp/>

ヘルスからウェルネスへ

そしてサードプレイスの充実を

「健康ってなんですか？」と質問された時、皆様はすぐにお答えになることができますでしょうか。「体が丈夫なこと」「病気でないこと」、もちろんそれも「健康」の一部に入るでしょう。一九四八年発表の、世界保健機関「健康」の定義では、身体的、精神的、そして社会的にも完全に良好な状態が「健康」であるとしています。一九九九年には、霊的（スピリチュアル）も入れたということも審議されましたがそれはまだ定義としては認められていません。そして今、社会は「健康IIヘルス」から「ウェルネス」へと変化しています。ウェルネスとヘルスの違い、どのようなことでしょうか。琉球大学大学院観光学研究科ウェルネス研究分野教授医学博士の荒川雅志氏著書である『ウェルネスツーリズム―サードプレイスの旅』を引用しますと、ウェルネスとは、「元氣」や「爽快」を意味する英語「well」で、「病氣」を意味する「illness」とは対照的な言葉である。病氣ではない状態を「健康」（ヘルス）と表現してきたのが

一般的であったのに対し、積極的な健康行動をとること、より良く生きるライフスタイルのあり方がウェルネスであり、より広い健康観を表しているものとあります。運動や食事、休養、人との繋がりなど、生活の中により積極的に健康を意識し取り入れていこうということですね。

旅行会社も「ヘルスツーリズム」から「ウェルネスツーリズム」へと、より積極的な健康、より広義の健康観を取り入れた旅行の企画を実施しています。私が九月、十月に関わらせていただきますクラブツーリズム株式会社の特マ旅行「血管若返り教室」というパックはまさに「ウェルネス」を意識しています。白樺湖畔のホテルに六日間宿泊し、運動や栄養、認知症予防の学習をしながら過ごすというものです。私は認知症予防の講義を担当させていただきますが、よりよく生きるライフスタイルのあり方を提案している旅行プログラムだと言えるでしょう。

私だと思います。私が病院看護師として二十五年勤める中で、やはり身体や精神の健康のためには、社会的な繋がりの大切さも感じてきました。また、「社会的繋がりが多いと認知症のリスクが四十六パーセント低下する。」とも言われています。この社会的繋がりの場、私たちはどこに持っているのでしょうか。

アメリカの社会学者、レイ・オルデンバーグは、『サードプレイス』という著書の中で、「くつろいだ充実の日常生活を送るには、次にあげる三つの領域のバランスがとれていなければならない。」「第一に家庭、第二に報酬をとまなうか生産的な場、そして第三に広く社会的な、コミュニティの基盤を提供する」ともにそのコミュニティを謳歌する場」と述べています。この第三の場、サードプレイスを「インフォーマルな公共生活の場」、「とびきり居心地よい場所」と著書でも何回も言っていますが、このサードプレイスこそ、自身が認められ迎えられる場、帰属意識の高まる社会的繋がりが持てる場といえることでしょう。

皆様の「とびきり居心地のいい場所」はどこでしょうか。「仕事帰りの一杯、女将さんや常連さんとの会話が楽しい行きつけのお店?」「ボランティア活動を趣旨とする会?」それとも、「全くの非日常を感じられる南の国?」様々なサードプレ

スがあることでしょうか。

私は、二〇〇七年に「介護予防」を重視した会社を立ち上げ、十三年目を迎えております。そして、これからゼロ歳としてのスタートを、より積極的な「予防」を推進したく「それぞれの美」を織り込みながら、自然に「ウェルネス」を目指している方々を増やしていきたいと活動しています。毎年夏には、様々な予防普及のためのイベントを行っています。今年、一部を「それぞれの美」トーク、二部は、「三十代から八十年代後半の方のウォーキングショー」、そして三部は「ライブ」、ほぼ全員が立って踊るというプログラムを実施しました。

そこには、「老いも若きも」という楽しい空間がありました。皆様の笑顔がとても素晴らしく、参加されていた写真家の方もカメラを向けていらっしやっただけです。本当に撮りたくなる笑顔だったと思います。日頃しない化粧を何年か振りにした八十七歳女性、若い時の社交ダンスのドレスを着た八十一歳女性、ワクワクドキの空間でもあったことでしょう。当日は、ドレスを纏い、スポーツライトの中ステージを歩かれたのです。ほんの数分の出来事ではありますが、彼らは、この目的のために、この非日常のために、日



頃「ウェルネス」を意識していらっしやるのです。このイベントに参加するために、「運動」を行う集団に属し、仲間への帰属意識もあるサードプレイスを持っていらっしやるのです。

サードプレイスでの運動や会話などの中からの「繋がり」、そして「楽しいことをしたために」運動を日常で行う、それがステージに立つためだけでもかまわない、ほんの一瞬のことを達成するためだけでもかまわない、「病気になるようにする」のではなく、「楽しいことをする」ために「より積極的な健康行動」を起こせた、そのためにステージがあった、と考えるといいでしょう。そしてその場所は、老いも若きもが集まり、レイ・オルデンバーグが言う、より創造的な交流が生まれる場でもあったといえます。

「ストレス社会」と言われる昨今、私たちにはサードプレイスが大切な息抜きの場になるように、そしてファーストプレイスである家庭や、セカンドプレイスである職場へ元気に戻っていく、いつまでもいきいきと自己実現ができるよう、素敵な非日常を生活にうまく取り入れていく仕組みを、それぞれが作っていくことが必要になってくるのではないのでしょうか。

かつて「成人病」と呼ばれていた「生活習慣病」、一九九六年七月より

呼称が変わりました。「高血圧」「高脂血症」「糖尿病」など、その発症に生活習慣が大きく関与するということや、病気の早期発見から予防へと早めに手を打とうという変化ですね。今ではどなたも使っている「認知症」、以前使われていた「痴呆」という用語が侮蔑的な意味合いを含んでいることなどから、二〇〇四年十二月に変更になりました。

「ヘルス」から「ウェルネス」への変遷は、超高齢社会となった我が国の社会構成にもあるのでしょう。老後の資金として公的年金以外に二、〇〇〇万円が必要と金融庁が発表し、様々な意見が飛び交いました。平均寿命の延伸で私たちは老後のことを真剣に考えていかなければならなくなりしました。大家族が大半で親の面倒は子供がみるのが当たり前の時代から、核家族化になり子供もそれぞれの生活があり、親は自分たちで老後のことを真剣に考えざるを得ない時代、やはり心配事は「健康ヘルス」です。そして、「ヘルス」より積極的な「ウェルネス」へ。私も昨年カ・ン・レ・キを迎えました。数字としてみると正直毅然とする思いもありますが、まだまだ元気、気持ちはそれこそ二十代で、子育てが離れてからのこの数年が、いろいろな遊びをひとつずつ大切にやっているともしれません。「これからがもっともっと青春！」と叫んでいるシニアも多いはずですよ。

荒川雅志教授が前出の著書で述べておられるように、「先進諸国を中心にサステナビリティ（持続可能性）を志向する、環境と健康に配慮した消費行動を実践する新しい価値観の人口層が台頭しはじめている」、「トラディショナル（保守層）からモダン（現代主義者）へ、そしてカルチュラルクリエイティブ層（次世代の価値観を有する新たな生活文化を創造していく層）」と新しい価値観を持つ人口層が増えてきています。

やはり、私たちはぎりぎりまでしっかり生きていきたい、以後の人生設計をどうするのか、これからの人生を楽しくお洒落にかっこよく、より積極的に健康行動を起こしたいと思えます。人はだれでも寿命はあります。だからこそ、自分の人生を享受したいですね。

「人生百年時代」、平均寿命は二〇一九年七月公表の簡易生命表によりますと、男性八十一・二五歳、女性八十七・三三歳と過去最高を更新しています。シニアと言われる年齢になった今だからこそ、自分に合った「ウェルネス」を、「とびきり居心地よいサードプレイス」をみつきたいと思えます。まだまだ活躍できるシニアであるためにも、先輩の皆さまも今一度、生活を見直すこと、より積極的な健康行動について考えてみませんか。

小宮山 寿美子 株式会社サルーク 代表取締役

看護師・健康運動指導士・日本抗加齢医学会指導士・ポールインストラクター・介護支援専門員・福祉住環境コーディネーター。1958年2月長崎県諫早市生まれ。県立長崎保健看護学校（現長崎県立大学シーボルト校）卒。看護師資格取得後、福岡赤十字病院勤務（腎センターにて腎移植前後の看護）。29歳で上京し、東京大学医科学研究所付属病院勤務（外科・移植科）。アメリカピッツバーグ大学病院に肝移植看護研修派遣。東京共済病院時代は、外科・透析看護・救急を含む外来、腎臓病や糖尿病患者への在宅療養指導を担当。2003年、介護予防の仕事をやりたい病院を退職。介護予防ボランティアグループを結成し、講話やライブを開催。同時に目黒区介護予防教室の指導者として活動。2005年、社会福祉法人清徳会にて目黒区介護予防事業を受託する。2007年介護予防重視型通所介護事業所と自費運動教室を中心的事業とする株式会社サルークを設立。2015年早稲田大学人間科学部健康福祉科学科入学、eラーニングにて2018年3月卒業。『地域高齢者における運動継続を促す要因分析』として220名の目黒区民への調査をまとめた。2019年6月、会社設立13年目を迎え、7月、通所介護事業の指定期限を機に介護保険事業を廃止。自費教室と整骨院、目黒区より受託の介護予防事業の継続と、8月より、より積極的な「予防」「ウェルネス」の推進に向け、自由な形での事業を展開している。



〒153-0063
目黒区目黒2-9-5プラッサム目黒4階
株式会社サルーク
TEL 03-6420-0091
FAX 03-6420-0092
E saru-ku.try0613@fuga.ocn.ne.jp
URL http://www.saru-ku.jp/

第9支部防犯講習会
「日常における防犯について」



開催：7月19日
場所：朝倉
講師：碑文谷警察署生活安全課課長 北村真一氏

医療セミナー
「がんにならない人の法則」



開催：7月11日
場所：代官山花壇
講師：医学ジャーナリスト 松井宏夫氏

「目黒区商工まつり目黒法人会税PRブース」



開催：7月27日～28日
場所：目黒区民センター

「中目黒夏まつり目黒法人会連（阿波踊り）」



開催：8月3日
場所：目黒銀座一帯

「3級簿記講座」



開催：9月4日～延べ15日間
場所：目黒区民センター
講師：税理士・TAC講師 淡路幸人氏

管理者セミナー
「利益管理」と「資金管理」



開催：8月23日
場所：法人会館
講師：(株)エフシーバンク営業部長 鈴木智久氏 他

目黒区民（さんま）まつり「目黒税務連絡協議会税 PR ブース」



開催：9月15日
場所：目黒区民センター

第8支部 「豊洲市場見学会」



開催：9月19日
場所：豊洲市場

「消費税軽減税率制度説明会」



開催：8月6日、8月23日、9月6日他
場所：目黒税務署
講師：目黒税務署法人審理（消費税）担当上席 牧野 晋 氏

税務講演会（目黒優申会） 「国税組織における人材育成」



開催：9月24日
場所：代官山花壇
講師：目黒税務署 署長 川口 桂司 氏

青年部会 「一泊研修」



運動プログラムにて心身浄化・更なる自社企業での活躍力を養う
開催：9月27日～28日
場所：日本メディカルトレーニングセンター

青年部会 「親睦ゴルフコンペ」



開催：9月27日
場所：真名カントリークラブ

第10支部 税務研修会 (誰でも参加自由)	10月16日(水) 17時30分～	目黒法人会館 2階研修室	・内容：消費税率引上げへの対応消費税率アップの概要と原則的な考え方、経過措置、軽減税率、請求書等について、実務上の注意点を中心に解説 ・講師：夏賀 弘次 氏（税理士） 辻・本郷税理士法人渋谷事務所 代表
目黒地域福祉のつどい バザー出品	10月26日（土） 10時30分～16時頃	中目黒GTプラザ 周辺	自分には不要だが、他人には役立つもの（未使用の物または新品同様）の寄贈をお受けいたしております。
源泉部会 令和元年度年末 調整等説明会	11月6日(水) 13時30分～ (誰でも参加自由)	目黒税務署 3階会議室	・給与所得者の年末調整の仕方 ・法定調書の作成と提出について ・給与支払報告書の作成と提出 他
令和元年度分 年末調整等 消費税軽減税率 制度説明会	11月7日(木) 13時30分～17時 (誰でも参加自由)	めぐろパーシモン ホール 大ホール	対象地域：大岡山、柿の城阪、自由が丘、洗足、平町、鷹番、中央町、中根、原町、東が丘、碑文谷、緑が丘、南、目黒本町、八雲
令和元年度分 年末調整等 消費税軽減税率 制度説明会	11月8日(金) 13時30分～17時 (誰でも参加自由)	めぐろパーシモン ホール 大ホール	対象地域：青葉台、大橋、上目黒、駒場、五本木、下目黒、中町、中目黒、東山、三田、目黒、祐天寺
税を考える週間 「税務講演会」 (誰でも参加自由)	11月12日(火) 18時～20時	目黒区総合庁舎 大会議室	・第1部 川口 桂司 目黒税務署長講演会 ・第2部 外部講師による講演会
目黒税務署 納税表彰式	11月14日(水) 16時～	目黒区総合庁舎 大会議室	・目黒税務署長表彰、署長感謝状贈呈 ・受表彰者祝賀会
事業承継セミナー ～よくわかる！ 会社の継ぎ方 売り方、畳み方～ (誰でも参加自由)	11月20日(水) 14時～	目黒法人会館 2階研修室	・内容：長年積み重ねてきた事業承継の成功事例の長寿社会からの学びを活かし、税務だけにとらわれない、より幅広い視点から中小企業の事業承継を解説 ・講師：小西 孝幸 氏 他2名 (ワイズ・パートナーズ税理士法人 代表)
消費税軽減税率制度 説明会 (誰でも参加自由)	11月22日(金) 15時10分～16時30分	目黒税務署 3階会議室	・内容：消費税の軽減税率制度及び事業社支援措置（複数税率対応レジの導入等に対する補助金）に関する説明会 ・講師：目黒税務署署員
第8・9・10支部、 女性部会共催 公開講演会 (誰でも参加自由)	11月29日(金) 18時～	野村證券 自由が丘支店 地下1階会議室	・内容：野球を通じて地域の活性化、地域への貢献、プロ野球選手を夢見る若者の育成・指導に CHALLENGE ・講師：村山 哲二 氏 (株)ジャパン・ベースボール・マーケティング 代表取締役)
新年賀詞交歓会	令和2年1月29日(水) 18時～	ホテル雅叙園東京	新年を迎えるにあたり、目黒税務連絡協議会主催による「新年賀詞交歓会」

※お申し込みは、事務局宛お願いします。

※他协会会员の方、会員以外に一般の方のご参加をお待ちしています。

FAX：3712-8829 TEL：3712-9588 E-mail: mg_info@tohoren.or.jp

セミナー・講演会・イベント・相談会参加申込書（コピーしてお使いください）

参加行事名	開催月日	参加者ご芳名	ご役職名・その他

お申込会社名：

TEL

FAX

お申込会社住所：

E-mail:

公益社団法人 目黒法人会イベント情報

(どなたでも参加できます。お待ちしております。)

公益社団法人 目黒法人会では、各種セミナー・講演会・説明会を開催致しております。毎週水曜日は「研修の日」とし、下記以外にも随時開催しておりますので、公益社団法人 目黒法人会事務局 (TEL: 3712-9588) までお問合せください。

最新のイベント情報は、当会のホームページ (<http://www.tohoren.or.jp/meguro/>) をご覧ください。

行事	日時	会場	内容
人事労務 相談室 (誰でも参加自由)	相談予約は 法人会事務局へ (TEL 3712-9588)	法人会館 もしくは申込会社	人事労務の諸問題を事業経営のなかでいかに解決するか等相談コーナー ・人事・労務・賃金全般 ・社会・労働保険全般 (厚生年金、健康保険、労働保険など) ・経営・金融など相談全般
インターネット セミナー	ご不明の場合は 法人会事務局へ (TEL 3712-9588)	ご使用の パソコンから アクセス下さい	・目黒法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます (http://www.tohoren.or.jp/meguro/) ・会員以外の方もセミナーが無料で受講できます
新設法人説明会 (誰でも参加自由)	8月26日(月)13時30分	目黒税務署	新設法人対象 (会員不問) 税知識、会社設立に伴う税務手続きを親切に解説します (ホームページの「新設法人企業経営者の皆様に」をご覧ください)
	10月17日(木)13時30分		
	12月12日(木)13時30分		
	2月12日(水)13時30分		
決算法人説明会 (誰でも参加自由)	10月18日(金)13時30分	目黒税務署	決算期を迎える法人対象 (会員不問) 主に決算・申告の実務、法人税、消費税、印紙税、源泉所得税等を解説します。
	11月22日(金)13時30分		
	12月13日(金)13時30分		
	1月17日(金)13時30分		
なんでも無料 個別相談会 ～一人で悩む前、 まず相談を～ (税務・会計・人事 労務・その他) (誰でも参加自由)	予約制ですので 事務局に連絡下さい	目黒法人会館 相談時間は1時間 ①10時～11時 ②11時～12時 ③13時～14時 ④14時～15時 ⑤15時～16時	・複数のお悩みをワンストップで解決 ①法人税務会計全般 ②税務セカンドオピニオン ③会社設立(後)支援 ④確定申告 ⑤税務調査対応 ⑥相続・贈与対策、申告サービス、資産承継 ⑦自社株評価 ⑧事業承継 ⑨M&A ⑩税務経理周りの業務合理化 ⑪人事労務問題全般 ⑫働き方改革対応 ⑬各種規定類の見直し ⑭総務人事周り業務合理化 ⑮その他、アウトソーシング等相談
	10月24日(木)		
	11月20日(水)		
	12月20日(金)		
租税教室 講師・アシスタント 養成研修会 (誰でも参加自由)	10月11日(金)	目黒法人会館 2階研修室 3階会議室	・租税教育の意義・目的について ・租税教室の進め方 ・講師・アシスタント養成のための実技体験及び参加者相互指導等
	11月18日(月)		
	12月20日(金)		
	1月16日(木)		
第26回めぐる 童謡コンサート (誰でも参加自由)	10月13日(日) 13時開演 入場券1,000円(当日券) 800円(前売券)	めぐるパーシモン ホール 大ホール	・区立みどりがおかこども園、地球クラブ コスモス、区立大鳥中学校 吹奏楽部、東京音楽大学中目黒校、鳥取県わらべ館 松田 千絵 氏 特別出演 ダ・カーポ
	消費税軽減税率 制度説明会 (誰でも参加自由)	10月15日(火) 15時～16時30分	目黒税務署 3階会議室
第8支部 新しい相続のかたち 「家族信託」セミナー (誰でも参加自由)	10月15日(火) 18時～	目黒法人会館 2階研修室	・内容：家族信託を考える ～認知症による財産凍結を防ぐには～ 家族信託について正しい知識と家族信託の活用法を学びましょう ・講師：留目 律 氏 (税理士)
源泉部会 第1回実務研修会	10月16日(水) 13時30分～	目黒法人会館 2階研修室	・年末調整の仕方 (初心者向け・演習問題あり)
源泉部会 第2回実務研修会	10月24日(木) 14時～		

お知らせ

「税を考える週間」協賛「税務講演会」のご案内

目黒税務連絡協議会では11月11日(土)～17日(金)の「税を考える週間」税務講演会を開催いたします。

場 所：目黒区総合庁舎大会議室(目黒区上目黒2-19-15)

時 間：11月12日(火)午後6時～8時

内 容：(第1部)目黒税務署長講演会

(第2部)外部講師による講演会(予定)

午後6時～7時

午後7時～8時

参加費：無料



第8・第9・第10支部女性部会協賛合同講演会開催のご案内

日 付：11月29日(金)午後6時～

場 所：野村證券自由が丘支店地下1階会議室(目黒区自由が丘2-10-9)

演 題：「野球を通じて地域の活性化、地域への貢献、プロ野球選手を夢見る若者の育成・指導にCHALLENGE」

講 師：株式会社ジャパン・ベースボール・マーケティング 代表取締役 村山 哲二 氏

参加費：無料

上記についてのお問合せ・申し込みは公益社団法人目黒法人会事務局へ
Tel3712-9588 Fax3712-8829 E-mail:mg_info@tohoren.or.jp

実りの秋

編集子

この広報誌へ記事を書く時期がなぜかと考えて、やはり今回も大好きな食べ物テーマを書くこととしました。

午前は書類がたまり、午後からの生気みなぎるスーパーサラリーマンを指すべくランチのため近くのお寿司屋さんへ入りました。何気なく前回来た時の注文で印象に残っているウナギと出会うため逸る気持ちをおさえ、さっぱり白身の魚からまずたのみ、少し脂ののった魚へとすすみ、口の中の休憩にたまごを挿みいざ、お待ちかねのウナギを注文したところ、やさしい大将がこちらを見てにっこり微笑みながら「もう今年はおわったよー」って！えー!!9月になったとはいえまだまだまだむし暑く、英気養うためのこのランチ。まことに残念。その日は代打アナゴくんの出番としました。

の価値を次世代に伝える強い意志を持つことが望まれるのである。」とあります。後仕事を忘れてはいけませんでした。その後コーナーで平台にあの子たちがいるではないですか。そう少し焦げ目があり横からみるとふっくらしているけどしまった感じのポディー！ウナギです。仕入れや産地、仕込み方法の違いなどいろいろな側面から出せる技術の進歩。頭がさがりました。

今回は個人体験感想をもとに書かせてもらいましたが、我々が思う食の時期、価値がかわってきていると感じております。冷凍技術の発展により冷食だからこそできるフランチャイーズでの味の統一。調理器具と調理方法。おいしいものをなるべくお得にと動く消費者の行動心理。それに対して少しでも応えようと企業努力するメーカーや店舗。体に悪いからなど今という都市伝説的な言葉が昔は聞かれたりもしましたが、それも今では冷食だから出せる味とまで言わせるため日々努力がなされております。少しそんな事感じながらお取り寄せ食品を楽しんでみてもいい時代になったかもしれないですね。技術の進歩と職人さんたちに感謝しながら一日の締めとして取寄せたアップルパイを食べながら編集子を書かせていただきました。ごちそうさまでした。

羽柴 康行

編集後記
広報委員会は新委員長に磯部 暁副会長、新委員の仲間を迎え、新体制のもと最初の広報「椎の木」の編集長として編集委員の皆様のおかげで協力をお願いいたしました。今後とも宜しくお願いいたします。

倉方 基弘

公益社団法人
目黒法人会会員

公益社団法人
目黒法人会会員

切り取って、決算シールとしてお貼りください。

～商工会議所は経営者の頼れるパートナーです！～

東京商工会議所 目黒支部

商工会議所が資金調達をお手伝い！ ～小規模事業者向け融資制度～

マル経融資

- 融資限度額 : **2,000万円**
- 返済期間 : 運転資金7年以内、設備資金10年以内
- 担保・保証人 : 不要（保証協会の保証も不要）
- 利率 : **1.21%**（2019年9月2日現在）
- 融資対象 : 従業員20人以下の法人・個人事業主の方（商業・サービス業は5人以下）
税金（所得税・法人税・事業税・住民税）を完納している方 など



※上記融資限度額及び返済期間の取り扱いは2020年3月31日公庫受付分まで。4月1日以降の取り扱いおよび詳細は下記までお問い合わせください。※審査の結果、ご希望に沿えないことがありますので予めご了承ください。

経営に関するお悩み解決！

窓口専門相談（無料・要予約）

相談機関が一堂に会する **秋期の経営・融資相談会を開催！**

◇日時 : **11月8日（金）13時～17時**

◇相談内容 : 融資相談（マル経融資・その他の融資相談）、補助金・助成金活用に関する相談、
法律相談 ※相談は各社30分間（法律相談は各社1時間で16時まで）

◇相談先 : ①日本公庫五反田支店（マル経以外の融資相談など）
②東京商工会議所目黒支部（マル経融資・経営全般の相談）
③ビジネスサポートデスク東京南（補助金・助成金活用、経営全般の相談）
④弁護士（法律相談）



詳細・申込は上記QRコードから！

経営・融資相談会のほか、別日程で税務相談も受け付けています。

●税務相談（税理士） : **11月7日（木）**【時間】13時～16時（各社1時間）

※本相談は経営に関する相談に限定しております。※お電話でご予約ください。

多種多様なテーマで開催！

講習会・セミナー（無料・事前申込）

- テーマ : **粗利に徹底注目して、会社を強くする ～粗利と利益の関係を決算書から読み解く～**
- 日時 : **2019年11月6日（水）14時～16時**
- 会場 : 目黒区民センター5階 会議室（目黒区目黒2-4-36）
- 講師 : 藤田功税理士事務所 税理士 藤田 功 氏

お電話でご予約ください

※詳細につきましては、当支部ウェブサイトでもご確認いただけます。

↓↓ 現在募集中の講習会・セミナーなどのイベント情報は下記URLにてご確認いただけます ↓↓

〒153-0063 目黒区目黒2-4-36 区民センター4F

TEL : 03 (3791) 3351 / FAX : 03 (3791) 3573

<http://www.tokyo-cci.or.jp/meguro/>

東商 目黒支部

検索



法人会会員のみなさまに

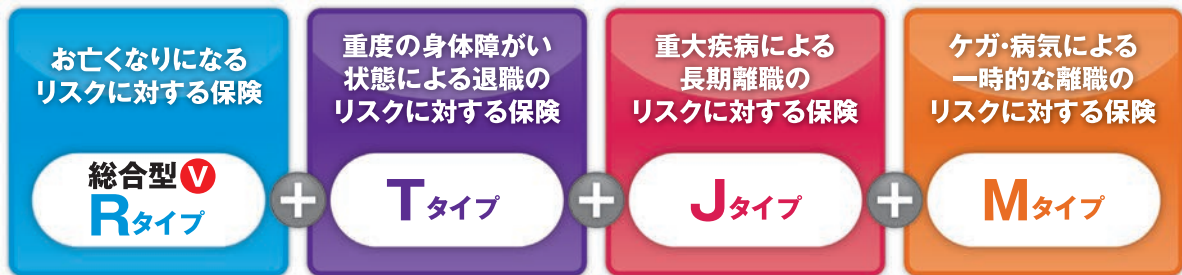
経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、万一の
場合はもちろん、働けなくなった場合のリスクに備え
るための各種制度商品をご用意しています。

さらに、2018年10月から総合型V Rタイプの保険
期間5年を新発売いたしましたので従来の保険期間
10年と比較し、必要な期間の保障をご加入いただき
やすい保険料で確保いただけるようになりました。

新登場!
総合型V Rタイプ
保険期間5年

〈会社をお守りするトータル保障プラン〉



◎上記商品の正式名称は次のとおりです。

総合型V Rタイプ：大同生命の無配当年満期定期保険（無解約払戻金型）と
AIG損保のベーシック傷害保険

Tタイプ：大同生命の無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型）

Jタイプ：大同生命の無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）

Mタイプ：大同生命の無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）

◎ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

◎記載は2018年8月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

引受保険会社

DAIDO 大同生命保険株式会社

渋谷支社/東京都渋谷区道玄坂1-10-8(渋谷道玄坂東急ビル3F)
TEL 03-5489-6800

AIG AIG損害保険株式会社

東京第二プロチャネル営業部/東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)
TEL 03-6894-9110

F30-1025(平成30年8月15日)
B-180388